質疑•回答書

告	示番号	豊中市上下水道局告示第96号	件	名	令和5年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥消化タンク設備工事
No		質疑事項			回 答
1	「特記仕様書 P.3 第4条 試運転」 試運転につきまして、水運転までが本工事所掌、その後の種汚 泥移送、汚泥投入の立上げは豊中市様所掌と考えてよろしいで しょうか。				ご質問のとおり、種汚泥移送、汚泥投入の立上げは発注者が行います。 受注者は本工事範囲の水運転まで施工を行い、立上げ時は発注者へ技 術指導をしてください。
2	各評価は 道施設の 「下水道が メーカーヤ す。以上の	議書 P.12 10.(10)」 最大入力地震動699gal(水平震度 耐震対策指針(2014年版)」に準持 を設の耐震対策指針」には、機器 や装置製造者の基準によるもの、 のことから、土木設計と消化タンク 地震動は異なってもよいという解	処、とございる 本体の設計/ と明記されて 本体の設計	ますが、 は機器 ごおりま に用いる	ご質問のとおりですが、詳細は受注後の協議によります。
3	注記に「循環を施する	2 フローシート」 看環汚泥引抜管、循環汚泥管、温 こと」とございますが、特記や設計 7ローシートを正と考えてよろしい「	書には記載		設計書 第M-6号 内訳書 複合工費に被覆工の記載があります。 機械特記仕様書P25§3配管工 2.配管仕様及び施工範囲の備考欄に被 覆の記載があります。 設計図書に基づき施工してください。
4	M-4の濃縮汚泥投入弁と消化汚泥移送弁に対してはそれぞれに電磁弁箱がありますが、一方でM-5の循環汚泥引抜弁と消化タンク逆洗弁に対しては電磁弁箱が1個となっております。M-5のように電磁弁箱は維持管理がしやすいように電動弁2個以上の電磁弁を収納する場合はございますが、M-4のように電動弁1個に対して電磁弁箱をそれぞれ1個設置することは維持管理上のメリットはないと考えます。以上のことから、M-4につきましてもM-5のように電磁弁箱を1個とするか、もしくは電磁弁箱を設けないかのいずれか、と解釈してよろしいでしょうか。			弁と消化 す。M-5 2個動 三電動理 きい きまと 第 を 第 で は で は で は で は り は り り り り り り り り り り	設計図書に基づき施工してください。詳細は受注後の協議によります。
5	調査基準 率、及びで しょうか。 機器費×	低入札価格調査制度実施要綱 P 価格の算出につきまして、それぞ それらの合計額の算定式は以下の 93%+直接工事費×97%+共通 +据付間接費+設計技術費)×9	れの項目に D考え方でよ i仮設費×90	乗じる :ろしいで)%+(現	機械設備工事の調査基準価格の算定式は以下のとおりです。 直接工事費(機器費及び発生物件の評価額含む)×97%+共通仮設費× 90%+現場管理費(据付間接費及び設計技術費含む)×90%+一般管理 費等×68%

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075 FAX 06-6858-7225

E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp